

ワーホリスタートアッププログラム誓約書

下記の内容にて、Gina & Partners (NZ) Ltdへワーホリスタートアッププログラムの手配を委託いたします。
留学・インターンシップ約款を必ずお読みいただき、ご同意の上でご記入・お申し込み書の提出をお願いいたします。

①私は、ワーホリスタートアッププログラム参加の斡旋・手続き代行をGina & Partners (NZ) Ltdに委託します。尚、委託する業務の範囲は以下のものに限る事を理解しています。

- 1：渡航ビザの申請代行（ただしワーキングホリデービザに限る）
- 2：語学学校の斡旋および入学手続きの代行
- 3：就学中の滞在先の手配
- 4：海外旅行または留学保険の加入手続き
- 5：プログラム参加期間中の相談

確認しました

②私は「約款」を熟読し、同意をした上でワーホリスタートアッププログラムに参加します。

約款を確認し、同意しました

③語学学校就学中のホームステイ先または学生寮は語学学校又は現地エージェントが手配する事、トラブル等に関してGina & Partners (NZ) Ltdは一切の責任を負わない事を了承します。また、滞在先を自分で手配する場合及び手配済みの滞在先から引越す場合は、全て自己責任において行いGina & Partners (NZ) Ltdは一切の責任を負うものではない事を了承します。

確認しました

④治安状態に不安があると思われる地域・場所には立ち入りません。

確認しました

⑤視力矯正手術・美容整形手術やそれに準ずる行為は全て自己責任によるものとします。

確認しました

⑥危険度が高いと思われるスポーツ（ロッククライミング・サーフィン・リュージュ・スカイダイビング・ハングライダー・パラグライダー・バンジージャンプ・モーターボート・スピードボート等）は海外旅行保険の引受対象外となる場合がある事を理解し、滞在中に該当するスポーツを行う場合は全て自己責任によるものとします。

確認しました

⑦語学学校就学期間中、正当な理由なき無断欠席・遅刻・早退等をせず、欠席・遅刻・早退をする場合は語学学校が定める方法で学校に連絡をいたします。また、正当な理由なく自ら勝手に学校を退学しません。

確認しました

⑧出席日数の不足により、卒業時に語学学校より修了証書が発行されない場合がある事を理解しています。

確認しました

⑨現地で生活する上で、互いの民族的習慣や特質を尊重し、文化や生活習慣の違いによる諍いを避け、個人の私生活を尊重し、互いに快適な学校生活を営めるように努めます。また、他の日本人学生との間でも、相手を尊重し諍いを避けます。

確認しました

⑩相手の国柄や人格を軽んじたり、揶揄する言動はしません。また日本や日本人の優越感を誇示すると取られるような言動もしません。

確認しました

⑪ワーホリスタートアッププログラム期間中、英語に関する不明点はその都度確認し、日々英語力を向上させる努力を怠りません。

確認しました

⑫プログラム参加中における私の言動により、現地語学学校及び就業先（仕事をする場合）が被った損害の賠償を請求された場合は、全て自己の責任において処理します。

確認しました

⑬語学学校就学中は就学を最優先とし、やむを得ない事情によるものの他、自己都合による途中帰国や一時帰国はいたしません。
また申し込み済みの語学学校での就学期間を全うできなかった場合、語学学校との契約により経費の自己負担が発生する場合がありますを了承します。

確認しました

⑭語学学校卒業後の滞在先に関しては自己責任で手配をすること、及びその手配に関して Gina & Partners (NZ) Ltdはアドバイスやサポートを行うものの、一切の責任を負うものではない事を了承します。

確認しました

⑮現地滞在中の仕事探し・応募・契約締結に関しては全て自己責任で行い、仕事が見つかるかどうかは英語力・募集状況・時期・地域など様々な要素が関係するため、Gina & Partners (NZ) Ltdはアドバイスやサポートを行うものの、一切の責任を負うものではないことを了承します。

確認しました

⑯プログラム開始後に自らプログラム継続を辞退し帰国を申し出た場合は、費用は自己負担で帰国する事、またGina & Partners (NZ) Ltdに支払ったプログラム参加費用の返金は行われない事を了承します。

確認しました

⑰次の場合は速やかにプログラムが中止される事、またその場合は費用自己負担で帰国する事、Gina & Partners (NZ) Ltdに支払ったプログラム参加費用の返金は行われない事を了承します。
1：語学学校または現地手配会社及びGina & Partners (NZ) Ltd の名誉を傷つけたり、信用を失墜させる事件・事故を惹起したと判断された場合。
2：その他遵守事項に違反し、プログラムの続行が困難と判断された場合。
3：退学又は該当ビザが取消しとなった場合。

確認しました

⑱ワーキングホリデービザの取得に関して、ニュージーランドの移民局がこれを決定する為、ビザが取得出来なかった場合でもGina & Partners (NZ) Ltdは何ら責任を負わないものとする事を了承します。

確認しました

⑲現地サポート期間は、ワーキングホリデービザの期限までまたはNZ出国日のいずれか早い方である事を了承します。

確認しました

申し込み者本人の署名：

_____ 申し込み日：(西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日